

発表日 2024/07/25
タイトル 教職員の懲戒処分
担当 教育委員会 教育総務課、高校教育課
連絡先 勤務条件・監察班
TEL 054-221-3580



(趣旨)

本日、静岡県教育委員会は、教職員の懲戒処分を次のように実施した。

(概要)

1 懲戒処分(その1)

- 処分日 令和6年7月25日(木)
- 処分量定 減給10分の1 3月
- 所属 静岡県立島田高等学校
- 職名 教諭
- 年齢 51歳
- 性別 男性
- 事案概要(その他職務義務違反)

当該教諭が、令和5年12月4日(月)に通勤途上で起こした自転車との接触事故を端緒に、当該教諭の無車検及び無保険運行の違反行為が発覚した。

当該教諭は、令和4年1月時点で無車検及び無保険状態となることを認識していたにもかかわらず、約1年10か月の間、無車検及び無保険状態の自家用車を使用し、当該校の事務職員からの複数回にわたる自家用車の公務使用に係る更新事務手続の督促にも応じなかった。

結果、本来であれば自家用車を公務のために使用できないにもかかわらず、令和4年5月から令和5年8月までの間に14回にわたり公務で自家用車を使用した。

2 懲戒処分(その2)

- 処分日 令和6年7月25日(木)
- 処分量定 戒告
- 所属 静岡県立富士宮北高等学校
- 職名 教諭
- 年齢 47歳
- 性別 男性
- 事案概要(生徒への不適切な言動)

当該教諭は、令和6年6月6日(木)午後6時頃、顧問を務める部活動の指導において、3年生の男子部員(以下、生徒A)から助言を受けた2年生の男子部員(以下、生徒B)の投げやりな態度に立腹し、胸ぐらをつかんだ。

また、当該教諭と生徒Bのやりとりを見ていた生徒Aが当該教諭を止めようと背後から近づいたところ、当該教諭は振り向きざまに生徒Aの左頬を右手で1回平手で叩いた。その結果、生徒Aの上唇が切れた。

(県教育委員会教育長 池上 重弘 コメント)

教育委員会が一丸となって不祥事防止対策に取り組む中、複数の教職員がこのような非違行為を行ったことは、児童生徒、保護者をはじめ、県民の皆様の学校教育に対する信頼を著しく失わせるものであり、社会的責任はきわめて大きく、深くお詫び申し上げます。

県教育委員会といたしましては、このことを大変重く受け止め、再発防止に向けて、交通規則の遵守徹底を図るとともに、不適切な言動によらずに、児童生徒の心に届く指導の重要性を改めて啓発し、公教育を担う重みを改めて自覚するよう、具体的・実践的な指導や研修を通じて、職員全体の一層の綱紀粛正と使命感・倫理観の高揚を図り、教育行政の信頼回復に努めてまいります。